

【1】空港土木工事における遠隔地からの運搬費用の積算方法等（令和5年度）

1. 目的

空港工事における遠隔地からの運搬費用に対する積算方法等は、地域内の調達によりがたい場合に、工事の適切な実施のために必要となる建設機械の運搬等に要する費用について、調達の実態を反映した契約変更のための工事費積算方法等に関する必要な事項を定め、もって適正な契約変更に資することを目的とする。

2. 変更対象項目

建設機械（質量20t未満）が、当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず、建設機械の運搬基点～工事場所までの距離が同一都道府県内・外を問わず直線距離100km（陸続きの隣接した各都道府県庁間の直線距離の平均値）以上となる場合の貨物自動車等による運搬に要する費用を設計変更の対象とする。別表（共通仮設費の積み上げ計上を必要とする場合に積上する項目）参照

受注者の都合又は受注者の責に帰すべき理由（以下「受注者都合」という。）により、遠隔地から運搬する場合や運搬する建設機械が標準機械よりも大型の機械（以下「大型機械」という。）となった場合にかかる費用については、下表のとおりとする。

	標準機械の運搬	受注者都合による 大型機械の運搬	受注者都合によらない 大型機械の運搬
当初想定地域 からの運搬	対象外	対象外	対象外
受注者都合による 遠隔地からの運搬	対象外	対象外	対象外
受注者都合によらない 遠隔地からの運搬	対象 〔標準機械分を 積み上げ計上〕	対象 〔標準機械分を 積み上げ計上〕	対象 〔大型機械分を 積み上げ計上〕

3. 設計変更の取扱い

(1) 発注者は、遠隔地からの運搬費用について、協議できることを特記仕様書に記載する。

※契約済工事及び公告済工事は、本通知の特記仕様書記載例等により協議できることを受注者に提示する。

(2) 受注者は、遠隔地からの運搬費用を変更したい場合には、以下の項目に示す資料（以下「証明資料」という。）を整理し、発注者と協議する。

1) 遠隔地から建設機械（質量20t未満）を運搬する理由

（所在地の近隣に当該建設機械が無いことを証明する資料）

2) 運搬基点を選定した理由

（調達できる建設機械の運搬費の最低価格であることを証明する資料等）

3) 遠隔地から運搬する建設機械の数量、名称、規格を証明する資料

4) 運搬基点・経路図

5) 見積書

- 6) その他、監督職員が必要とする事項
- (3) 発注者は、(2)の協議の証明資料を確認し、設計変更の可否等を受注者に通知する。
- (4) 受注者は、遠隔地からの運搬費用の変更の承諾を発注者から受け、その建設機械を運搬した場合は、運搬価格を証明する資料（契約書・領収書等）を発注者に提出する。

4. 設計変更の積算

- (1) 3. (4)の資料により、遠隔地からの運搬費の実績が共通仮設費(率計上)の運搬費（建設機械[質量 20 t 未満]の貨物自動車等による運搬費）の金額^{※1}を超えていることを確認し、運搬費を変更することが妥当であると認められる場合には、この差額を上限とし積上げ計上を行う。

なお、共通仮設費(率計上)に占める運搬費（建設機械（質量 20 t 未満））の割合は以下のとおりである。

- ・ 空港用地造成工事 7. 4 2 %^{※2}
- ・ 空港舗装工事 1 1. 9 2 %^{※2}

※1 精算時（最終設計変更時）における各種補正（施工地域区分、施工地域・工事場所区分、週休 2 日）を含めた金額とする。

※2 この割合は、過去 10 年分（平成 25 年度～令和 4 年度）の諸経費動向調査の結果から算出したものであり、変更の都度、通知する。

- (2) 建設機械の運搬費は、運搬基点から工事場所までを対象とし、空港請負工事積算基準の「質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬」に準じて積算する。
- (3) (2)によりがたい場合は、別途積算又は 3. (4)の運搬価格とする。

5. 適用

令和 5 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限日を設定している工事

【2】空港土木工事における日々回送等費用の積算方法等（令和5年度）

1. 目的

空港工事における日々回送等費用に対する積算方法等は、空港の運用制限、地域条件、関係者との調整の結果等の工事と条件により、作業現場と建設機械置場の日々回送等（分解・組立、輸送）をせざるを得ない場合に、工事の適切な実施のために必要となる日々回送等に要する費用について、実態を反映した契約変更のための工事費積算方法等に関する必要な事項を定め、もって適正な契約変更に資することを目的とする。

2. 変更対象項目

建設機械の質量にかかわらず全ての建設機械等を対象とし、建設現場及び建設機械置場の状況により、共通仮設費の積み上げ計上を必要とする建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用を設計変更の対象とする。別表（共通仮設費の積み上げ計上を必要とする場合に積上する項目）参照

なお、受注者の都合又は受注者の責に帰すべき理由（以下「受注者都合」という。）により、建設機械等を日々回送する場合については、設計変更の対象外とする。

3. 設計変更の取扱い

(1) 発注者は、日々回送等費用について、協議できることを特記仕様書に記載する。

※契約済工事及び公告済工事は、本通知の特記仕様書記載例等により協議できることを受注者に提示する。

(2) 受注者は、日々回送等費用を変更したい場合には、以下の項目に示す資料（以下「証明資料」という。）を整理し、発注者と協議する。

1) 建設機械等の日々回送等をする理由

（工事現場に建設機械等の置場が無いことを証明する資料）

2) 日々回送等をする建設機械等の数量、名称、規格を証明する資料

3) 日々回送等の基点・工事場所までの経路図

4) 見積書

5) その他、監督職員が必要とする事項

(3) 発注者は、(2)の協議の証明資料を確認し、設計変更の可否等を受注者に通知する。

(4) 受注者は、日々回送等費用の変更の承諾を発注者から受け、その建設機械等の日々回送等を実施した場合は、日々回送等に要する価格を証明する資料を発注者に提出する。

4. 設計変更の積算

(1) 3. (4)の資料により、日々回送等の実績が共通仮設費(率計上)の運搬費（建設機械等の日々回送）の金額^{*1}を超えていることを確認し、運搬費を変更することが妥当であると認められる場合には、この差額を上限とし積み上げ計上を行う。

なお、共通仮設費(率計上)に占める運搬費（建設機械等の日々回送）の割合は以下のとおりである。

- ・ 空港用地造成工事 10.94%^{※2}
- ・ 空港舗装工事 11.12%^{※2}

※1 精算時（最終設計変更時）における各種補正（施工地域区分、施工地域・工事場所区分、週休2日）を含めた金額とする。

※2 この割合は、過去10年分（平成25年度～令和4年度）の諸経費動向調査の結果から算出したものであり、変更の都度、通知する。

(2) 建設機械等の日々回送等費用は、日々回送等基点から工事場所までを対象とし、建設機械の損料（供用・運転）、建設機械の運転労務、分解・組立の作業労務を計上し積算する。

(3) (2)によりがたい場合は、別途積算又は3.(4)の日々回送等費用とする。

5. 適用

令和5年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事

(参考) 特記仕様書記載例

〇ー〇 建設機械の運搬及び日々回送について

本工事において建設機械の所在状況（建設機械が工事場所と異なる都道府県に所在している状況等）や建設現場及び建設機械置場の状況により、共通仮設費の積み上げ計上を必要とする費用については、監督職員と協議するものとする。

(別表) 共通仮設費の積み上げ計上を必要とする場合に積上する項目

	運搬・輸送					分解 組立
	搬入・搬出		現場内 小運搬	日々 回送※		
	自走	貨物 自動車				
建設機械（質量 20 t 未満）	率 イ a	率 イ b	率 イ a	率 イ a	率 イ c	率 イ a
建設機械（質量 20 t 以上）	-	率 イ b	積上 ロ a	率 イ d	率 イ c	積上 イ d
・トラッククレーンラチスジブ型 25 t 吊 以上 ・油圧伸縮ジブ型 80 t 以上	-	積上 イ b	-	率 イ d	率 イ c	-
重建設機械	積上 ロ c	-	積上 ロ c	積上 ロ c	率 イ c	積上 ロ c
・トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊） ・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）	率 イ e	-	率 イ e	率 イ e	率 イ c	率 イ e
器材等 （型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板の設置撤去費用で積上げた分は除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）	率 イ a	-	率 イ a	率 イ a	率 イ c	率 イ a
仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）	積上 ロ b	-	積上 ロ b	積上 ロ b	率 イ c	-

※日々回送費には、日々回送に係る分解・組立、輸送費を含む

□ 共通仮設費の積み上げ計上を必要とする場合に積上する項目

<空港請負工事積算基準> 共通仮設費（運搬費）の記載内容>

<p>1) 共通仮設費に計上される運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費</p> <p>a. 質量 20 t 未満の建設機械、及び器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板の設置撤去費用で積上げた分は除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬（分解・組立を含む）</p> <p>b. 建設機械の自走による運搬（トラッククレーンラチスジブ型 25 t 吊及び油圧伸縮ジブ型 80 t 以上は、積み上げるものとする）</p> <p>c. 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用</p> <p>d. 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により、分解・組立を必要とする場合は、別途加算できるものとする。</p> <p>e. 上記（1）1）(ハ) の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ロ) 積み上げ項目による運搬費</p> <p>a. 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費（運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料を含む。ただし、日々回送については含まない）</p> <p>b. 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用（重建設機械の輸送中の賃料・損料及び分解・組立時の賃料を含む） ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）は除く</p> <p>d. 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80 t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型 35 t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料</p> <p>e. 建設機械の所在状況（建設機械が工事場所と異なる都道府県に所在している状況等）により、共通仮設費の積み上げ計上を必要とする質量 20t 未満の建設機械の貨物自動車等による運搬費</p> <p>f. 建設現場及び建設機械置場の状況により、共通仮設費の積み上げ計上を必要とする建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用</p>
